

○上ノ国町ちよっと暮らし住宅設置及び管理に関する条例施行規則

平成30年3月6日

規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、上ノ国町ちよっと暮らし住宅（以下「住宅」という。）の設置及び管理に関する条例（平成30年上ノ国町条例第1号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、住宅の管理運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の申請)

第2条 住宅を使用しようとする移住希望者は、上ノ国町ちよっと暮らし住宅使用申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 申請書は、使用する日の7日前までに提出するものとし、1月以上連続して使用する場合は、使用する日の10日前までに提出するものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 町長は前条の規定による申請書の提出を受け、その内容を審査し、支障がないと認めたときは、条例第4条の規定に基づき、上ノ国町ちよっと暮らし住宅使用許可書（別記第2号様式。以下「許可書」という。）を交付する。

(契約)

第4条 許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条に規定する契約を、別に定める上ノ国町ちよっと暮らし住宅定期賃貸借契約書（別記第3号様式。以下「契約書」という。）により町長と締結し、住宅を使用するものとする。

(使用期間)

第5条 住宅の使用期間は条例第6条の規定に基づき、前条に規定する契約書において定める。

2 使用期間に係る入居及び退居を行う時間は、午前9時から午後4時までの間とする。

(使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 留守や就寝時に施錠するなど施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。

(2) 施設、設備、備付けの備品及び家具類を適切に取り扱うこと。特に火災

予防及び盗難の予防に全力を期すこと。

(3) 住宅周りの除草、除雪及び清掃を適宜行い、住宅地を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。

(4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。

(5) 使用者は、住宅の使用期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。

(6) 上記のほか、施設の使用に関し、町長が必要と認めるもの  
(設備又は備品の搬入)

第7条 使用者が住宅の使用にあたり、設備又は備品の搬入をしようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

(事故免責)

第8条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該施設内での事故及び滞在期間中に施設外で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

(指定管理者の適用)

第9条 条例第13条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第2条、第3条、第6条及び第7条中「町長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。